

『近畿 VENOUS FORUM』会則

【総則】

第1条 本会は日本静脈学会近畿支部で「近畿ヴィーナス フォーラム」（以下、本会）と称する。

【目的】

第1条 本会は、静脈疾患の病態の解明、診断・治療の普及と向上に寄与することを目的とする。

【事業】

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 年1回の研究会等の開催
2. その他、本会の目的達成に必要な事業

【会員】

第3条 本会の主旨に賛同し、入会を希望する者。

賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助しようとする者。

【役員】

第4条 本会は次の役員で構成し、会の運営にあたる。

1. 理事長 1名 副理事長 1名
2. 評議員 25人程度
3. 会計 1名
4. 監事 2名

第5条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。但し、70歳に達した場合には、評議員の意思確認を行う。

第6条 役員選出は以下による。

1. 役員は会員より構成される。
2. 会長とは、本会が主催する学術集会の大会長の事をいう。会長は役員互選により選出される。
3. 会長の任期は1年とし、前年度学術集会終了後より当年度学術集会終了時までとする。
4. 評議員は評議員の推薦により選出され評議委員会で承認を受ける。
5. 会計は役員推薦により選出し、評議委員会の承認を受ける。
6. 監事は役員推薦により選出し、評議委員会の承認を受ける。

第7条 役員職務は以下による。

1. 理事長は本会を代表し、総会ならびに学術集会を主宰する。
2. 評議員は理事長の業務を補佐する。
3. 会計は本会の会計および資産を管理する。
4. 監事は会務および会計を監査する。

【評議委員会】

第8条 本会に評議委員会を設置する。評議委員会は理事長、副理事長、評議員、会計、監事により構成され、その議長は理事長もしくは理事長が指名する評議員が執り行う。

第9条 評議委員会は評議委員の半数以上が出席しなければ評議委員会を開き決議することは出来ない。ただし、やむをえない理由により評議委員会を欠席する評議委員は理事長に採決を託する委任状をもって出席とする。出席者の半数を超える賛同により議決が成立する。

第10条 本会の運営は評議委員会が行う。

【学術集会】

第11条

1. 学術集会は近畿 VENOUS FORUM と称し日本静脈学会近畿支部として、原則として年1回開催する。
2. 学術集会は静脈疾患のあらゆる分野に関する研究発表および特別講演をその内容とする。
3. 学術集会は会長が主題および開催日を決め運営するものとする。

【会計】

第12条 本会の経費は参加費、その他の収入をもってこれにあてる。本会は会員から年会費を徴収しない。

第13条 会員は本会開催毎に会費を参加費として納めるものとする。

第14条 本会は第3条の事業にかかる補助金を受け入れることができる。

第15条 本会の会計は年度ごとに監事による監査を受けた後、評議委員会で承認される。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第17条 会長は任期期間中の、会計年度終了時の収支報告をまとめ、監事の監査を経て評議員会に諮るものとする。

1. 規約（変更のあった時）
2. 評議員会議事録は、書記を選任し会長の責任において作成する。
3. 会長は、収支報告書を作成し、次期会長に引き継ぐ。

【入会】

第18条 賛助会員：本会に賛助会員として入会を希望する者は、事務局に申し込むものとする。

【退会】

第19条 退会を希望する者は、その旨を事務局へ届け出るものとする。

【会則の改定】

第20条 本会の会則は、評議委員会の承認を経て改定することができる。また、付則や細則を別に定めることができる。

【顧問】

第21条 本会の業績・発展に貢献した会員で、評議委員会にて承認を受けた者を顧問と称する。顧問は評議員会に出席し意見を述べることはできるが、議決に参加することはできない。

【付則】

付則1 本会の事務局を医療法人下肢静脈瘤研究会 坂田血管外科クリニックに置く。

① 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 1-7-3 北浜プラザ 3F

② 電話 06-6121-2368 FAX06-6121-2369 Email kinki-vf@email.plala.or.jp

付則2 本会開催ごとの会長は第4条の評議員より、評議委員会で決定する。

付則3 会長は担当する本会の実務運営にあたる。

付則4 参加費は医師 2,000 円、非医師 1,000 円、賛助会員 50,000 円とする。

付則5 本会則は、平成 29 年 12 月 2 日より施行する。

付則6 本会は、前身である近畿下肢静脈瘤研究会より受け継いだ。

【細則】

細則1 本会の役員を以下に定める。（評議員氏名は五十音順）

【 理 事 長 】 岡村 吉隆 （和歌山県立医科大学 名誉教授）

【 副 理 事 長 】 吉川 公彦 （奈良県立医科大学 放射線科）

【 評 議 員 】	日外 知行	(大阪医科大学 集中治療部)
	穴井 洋	(市立奈良病院 放射線科)
	池田 正孝	(兵庫医科大学 外科)
	磯ノ上 正明	(いそのかみ皮膚科)
	伊藤 孝明	(兵庫医科大学 皮膚科)
	今井 崇裕	(西の京病院 血管外科)
	大須賀 慶悟	(大阪大学 放射線科)
	岡村 吉隆	(和歌山県立医科大学 学長)
	吉川 公彦	(奈良県立医科大学 放射線科)
	草川 均	(松阪おおたクリニック)
	久保 盾貴	(大阪大学 形成外科)
	久米 昭廣	(くめ皮フ科クリニック)
	坂井 浩志	(大阪警察病院 皮膚科)
	坂田 雅宏	(坂田血管外科クリニック)
	坂本 一喜	(なんば坂本外科クリニック)
	皿山 泰子	(神戸労災病院 皮膚科)
	渋谷 卓	(大阪大学 心臓血管外科)
	高木 正	(住友病院 形成外科)
	竹田 幹	(藍野病院 外科)
	武田 亮二	(音羽病院 脈管外科)
	辻 明宏	(国立循環器病研究センター 心臓血管内科)
	仁科 健	(奈良県総合医療センター 心臓血管外科)
	畑田 充俊	(和歌山病院 心臓血管外科)
	藤田 定則	(楽クリニック)
	藤村 博信	(豊中市民病院 心臓血管外科)
	松尾 汎	(松尾クリニック)
【 会 計 】	坂田 雅宏	(坂田血管外科クリニック)
【 監 事 】	坂井 浩志	(大阪警察病院 皮膚科)
	渋谷 卓	(大阪大学 心臓血管外科)

細則 2 第 22 条に則り、本会の顧問を以下に定める。(五十音順)

【 顧 問 】	柿木 英佑	(柿木外科クリニック)
	内藤 泰顯	(内藤クリニック)

[平成 29 年 12 月 2 日 施行]

平成 30 年 9 月 19 日 改定

平成 30 年 10 月 9 日 日本静脈学会支部として承認